

神戸市家庭支援推進保育事業運営費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市家庭支援推進保育事業実施要綱(平成20年4月1日施行。以下「実施要綱」という。)に基づく家庭支援推進保育事業(以下「家庭支援推進保育事業」という。)を実施する事業者に対する補助金の交付について、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、神戸市補助金等の交付に関する規則(平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者(以下、「補助対象者」という。)は、神戸市内に所在する保育所(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所のうち、同法第35条第4項の規定により認可を受けたものに限る。))及び幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。)において、家庭支援推進保育事業を実施する事業者とする。

(補助対象経費)

第3条 本要綱による補助の対象となる経費は、実施要綱第4条第1項及び第2項に基づき保育士等を配置するためにかかる経費とする。

2 前項に定める保育士等が、他の補助事業の対象となる場合は、補助対象とはならないものとする。

(補助金の算定基準)

第4条 市長は、予算の範囲内において、補助対象者に対し、別表に定める金額を交付できるものとする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書(様式第1号)に市長が指定する関係書類を添えて、市長が指定する日までに提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受理した場合は、その内容を審査のうえ、交付することを決定したときは交付決定通知書(様式第2号)により、交付しないことを決定したときは不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定通知を行った場合、補助金申請額と交付決定金額が同額

であるときは、神戸市会計規則（昭和 39 年 3 月神戸市規則第 81 号）第 42 条に規定する請求書の提出を省略し、速やかに補助金を申請者に支払うものとする。

（調査報告）

第 7 条 市長は、補助の交付を行った者に対し、必要があるときは、その執行状況について報告を求めることができる。

2 前項の調査を受けた者は、速やかに報告を行わなければならない。

（交付決定の取消し・返還）

第 8 条 市長は、補助金規則第 19 条により補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかにその旨を補助対象者に通知する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させることができる。

（施行の細則）

第 9 条 この要綱の施行について必要な事項は、こども家庭局長が定める。

附 則

（施行の期日）

第 1 条 この要綱は、令和 5 年 9 月 1 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（旧要綱の廃止）

第 2 条 民間保育所家庭支援推進保育事業運営費等補助金交付要綱（平成 18 年 4 月 1 日施行）は廃止する。

別表（第4条関係）

対象経費	補助基準額（月額）
保育士等配置1名	321,580円

年 月 日

神戸市長 宛

(申請者)

住 所 :

法人または施設名 :

代表者 職 名 :

氏 名 :

対象施設名 :

神戸市家庭支援推進保育事業運営費補助金 交付申請書

神戸市家庭支援推進保育事業運営費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

記

1 申請金額

2 振込先口座

金融機関名	銀行・信用金庫 農協・信用組合	支店 出張所
預金種目	1. 普通 2. 当座 3. その他 ()	
口座番号		
口座名義 (カタカナ)		

年 月 日

神戸市長 宛

(申請者)

住 所 :

法人または施設名 :

代表者 職 名 :

氏 名 :

対象施設名 :

神戸市家庭支援推進保育事業運営費補助金 交付申請書

神戸市家庭支援推進保育事業運営費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

記

1 申請金額

2 振込先口座

本補助金の受け取りを下記の者に委任します。

(受任者)

住所 :

法人または施設名 :

氏名 :

振込先口座 :

金融機関名	銀行・信用金庫 農協・信用組合	支店 出張所
預金種目	1. 普通 2. 当座 3. その他 ()	
口座番号		
口座名義 (カタカナ)		

注)受任者の氏名と振込先の口座名義を一致させてください。

第 号
年 月 日

様

神 戸 市 長

**神戸市家庭支援推進保育事業運営費補助金
交付決定通知書**

みだしのことについて、下記のとおり決定しましたので、神戸市家庭支援推進
保育事業運営費補助金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

記

1 補助金

交付決定額 円

第 号
年 月 日

様

神 戸 市 長

**神戸市家庭支援推進保育事業運営費補助金
不交付決定通知書**

年 月 日付で申請のあったみだしの補助金については、次の理由により交付しないことと決定しましたので、神戸市家庭支援推進保育事業運営費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

（交付しない理由）